

建替事業・建替配慮書・図書継続公開について



2025年11月10日

一般社団法人 日本環境アセスメント協会
Japan Association of Environment Assessment

はじめに 日本環境アセスメント協会（JEAS）について

設立経緯

- ・昭和53年(1978年) 任意団体として発足
- ・平成11年(1999年) 社団法人として設立
(主務官庁：四省共管 環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省)
- ・平成24年(2012年) 一般社団法人へ移行

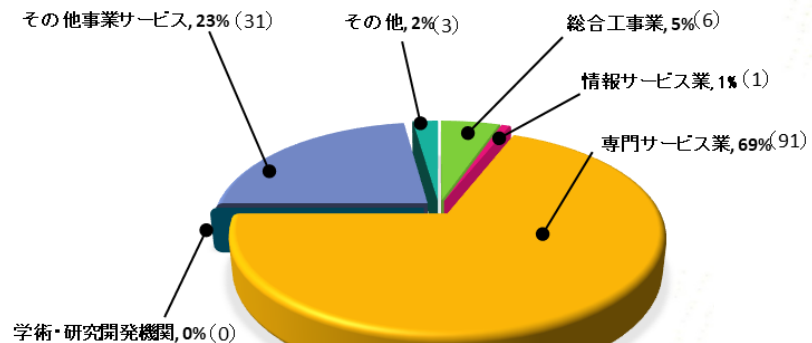
主な活動内容

- ・環境アセスメントに関する技術の調査及び研究並びにその成果の普及
- ・環境アセスメントに関する情報、資料等の収集及び提供
- ・環境アセスメントに関する研修等の実施
- ・環境アセスメントに関する国際的な交流及び連携
- ・環境アセスメントに関する行政施策の実施に対する協力
- ・環境アセスメント士に関する資格認定に係る事業等の実施

会員会社数

- ・130法人（令和6年9月現在）
- ・環境アセスメントに直接関わる専門サービス業（建設コンサルタント他）とその他事業サービス（計量証明業他）が9割を占める。

区分	業種
総合工事業	ゼネコン、プラント等
情報サービス業	ソフトウェア、情報処理
専門サービス業	建設コンサルタント、環境、都市、建築、補償等
学術・研究開発機関	シンクタンク、研究所
その他事業サービス	計量証明業、測定・分析等
その他	製造業、不動産業等



1. 建替事業・建替配慮書について

(1) 「政令で定める距離」にかかる設置区域について

- 既存工作物の設置区域と新設工作物の設置区域の距離を建替事業の要件とすることとされているが、設置区域をどのように定義するか。
 - ✓ 当面、建替えの対象となる事業は、法アセス制定以前の事業となることが想定される。
火力発電所や地熱発電所では、敷地が比較的明確であるが、風力発電所においては、敷地の概念が明確でなく、事業ごとに異なることも想定されるので、建替前の設置区域の定義を明確にする必要がある。

1. 建替事業・建替配慮書について

(1) 「政令で定める距離」にかかる設置区域について

- 風力発電所における搬入路、火力発電所における敷地外施設の考え方の整理が必要
 - ✓ 風力発電所においては、「政令で定める距離」より離れた場所において搬入路の拡幅、改良や新設が必要となるケースも想定される。環境影響の見地からは、このようなケースにおいて搬入路を設置区域に含めることは妥当であると考えられる。
しかし、配慮書段階では導入する風車の機種が定まっていないことが多いと考えられ、搬入路の拡幅の必要性や工事内容も定まっていないことが想定され、大規模な改変が想定されない場合には、考慮の対象外とすることが適当と考える。
 - ✓ 火力発電所においては、事業実施区域に一時的な資材置き場や地先海域を含む場合もあり、この場合は、既存施設の設置区域から「政令で定める距離」より離れた場所となることも想定されるが、このような地域も設置区域とするか整理が必要と考える。

1. 建替事業・建替配慮書について

(2) 「環境の保全のための配慮の内容」等の記載内容について

- 建替事業における事業実施想定区域は、風力発電所については、従前の配慮書のようなみなし複数案に相当するような広めの設定ではなく、方法書における対象事業実施区域に相当する内容とし、可能な限り風車の位置についても示すことが望ましい。

1. 建替事業・建替配慮書について

(2) 「環境の保全のための配慮の内容」等の記載内容について

- 「環境の保全のための配慮の内容」
現行事業の環境影響の程度を明らかにするための記載内容の考え方をガイドラインで明らかにする必要がある。

(例)

- ✓ 現行事業が実施してきた環境配慮、環境保全措置の内容
 - 現行事業による環境影響の内容・程度（物理的な影響の状況）・・・バードストライク、騒音等測定したものや蓄積したデータがあれば提示、データがない場合は定性的な記載。
- ✓ 現行事業の環境影響に関する地域からの反応等
 - 直接の苦情、地元行政によせられた苦情、地域住民の建替前施設への反応等
- ✓ 地域との共生、地域の受容度に係る情報
 - 地域への貢献策、地域住民向けのイベント、地元イベントへの参加強力等
- ✓ 上記を踏まえた環境影響の程度の考え方と環境保全のための配慮の例示

1. 建替事業・建替配慮書について

(2) 「環境の保全のための配慮の内容」等の記載内容について

- 「環境の保全のための配慮の内容」
現行事業において実施してきた明確なデータがない場合の考え方についても記載内容の考え方をガイドラインで明らかにする必要がある。
 - ✓ 当面の間、風力発電所については、建替前の事業が法アセス施行前の事例が多くなると想定され、定量的なデータが取得されていないことも考えられる。
ガイドライン等において、建替前の事業を対象に取得することが望ましい環境情報（騒音やバードストライクに関する情報など）と環境保全のための配慮の例が示されることにより、建替事業の計画検討時において必要な調査や検討が進められ、計画段階における適切な環境保全のための配慮が取り入れられることが期待される。

1. 建替事業・建替配慮書について

(3) 建替事業にかかる本制度の事業者にとってのメリットを明らかにすること

- 建替配慮書の実施による事業者にとってのメリットを明確とすることが必要と考える。
 - ✓ 建替配慮書においては、地域概況の記載や計画段階の調査、予測、評価の検討は不要となるが、建替前施設の環境影響の状況等を踏まえた環境保全のための配慮に関する検討・記載が必要となるなど、配慮書手続きそのものは、大きく手続きの軽減・迅速化されるとは言い難い。
 - ✓ 建替配慮書で検討された内容が、方法書以降の手続きにも反映され、事業者にとっての負荷の軽減、手続きの迅速化にもつながる可能性があることを明示することが望まれる。
 - ✓ 建替配慮書の検討で、影響が軽微であることが明らかな項目は、方法書以降の手続きで環境影響評価項目の対象外としたり、簡略化した方法での対応を可能とするなど、建替配慮書における環境保全のための配慮の過程がスコーピングとして機能することをガイドライン等で明示するなどが必要であると考ええる。

2. 図書継続公開について

(1) アセス図書を公開することの意義と留意事項について

- 後続事業者による環境影響評価への活用や地域の理解の醸成において、重要な制度となると考える。環境影響評価への活用と進めるため、複数の事業実施が見込まれる場合の累積的影響の解析・検討が統一的な方法で検討が進められるよう、参考となる考え方や事例を示すことが望まれる。
- アセス図書においては、地域における環境に関する得難い情報が含まれていると考えられることから、自治体等のアセス関係者以外にもアセス図書公開の意義について、周知することが望まれる。